第1章　はじめに

第１章　はじめに

本章では、計画策定の背景や位置付け、計画で定める内容、計画期間等を示します。

１－１　計画策定の背景・目的

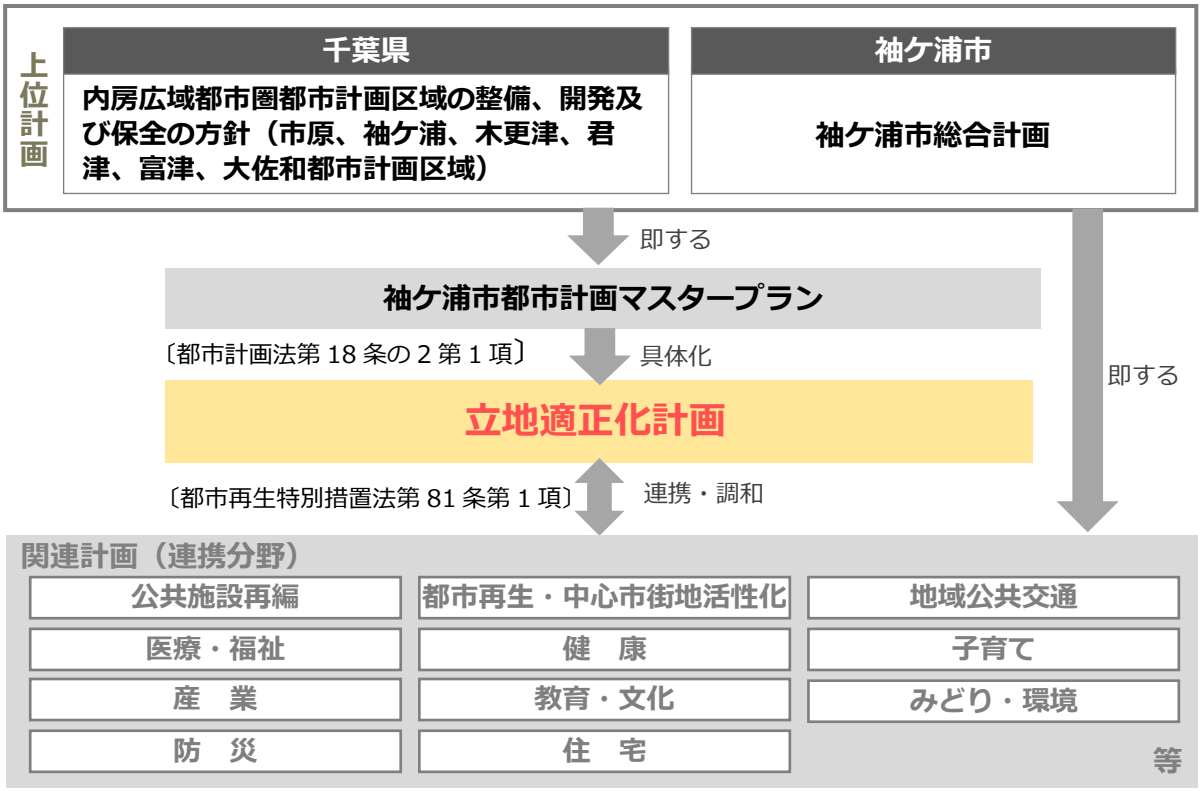
近年、人口減少・少子高齢化社会の進行とともに、厳しい財政状況が見込まれる中、持続可能な都市経営を可能とするためには、都市全体の構造を客観的に見直し、都市の特性に応じた都市構造の構築を図ることが課題となっています。

このような中、コンパクトシティ形成に向けた具体的な施策を推進するため、平成 26（2014）年 8 月に「立地適正化計画」が制度化され、さらに、近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和 2（2020）年 9 月から立地適正化計画に「防災指針」を位置付けることが規定されました。

本市においても、袖ケ浦市都市計画マスタープラン(令和 2（2020）年 7 月)において、「集約型都市構造の形成」を推進することを掲げ、それらの実現を目指すこととしています。そこで、都市計画マスタープランの都市構造を具体化する計画として、立地適正化計画を策定します。

1－2 計画の位置付け

本計画は、「内房広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（市原、袖ケ浦、木更津、君津、富津、大佐和都市計画区域）」や「袖ケ浦市総合計画」に即しながら、「袖ケ浦市都市計画マスタープラン」を具体化する計画として策定します。



1－3 立地適正化計画で定める内容

本計画では、以下の内容を示します。

●立地適正化計画の区域
⇒都市計画区域全体

●立地適正化計画に関する基本的な方針
⇒計画により目指すべき将来の都市像を整理します。

●居住誘導区域
⇒人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスや公共施設等が持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

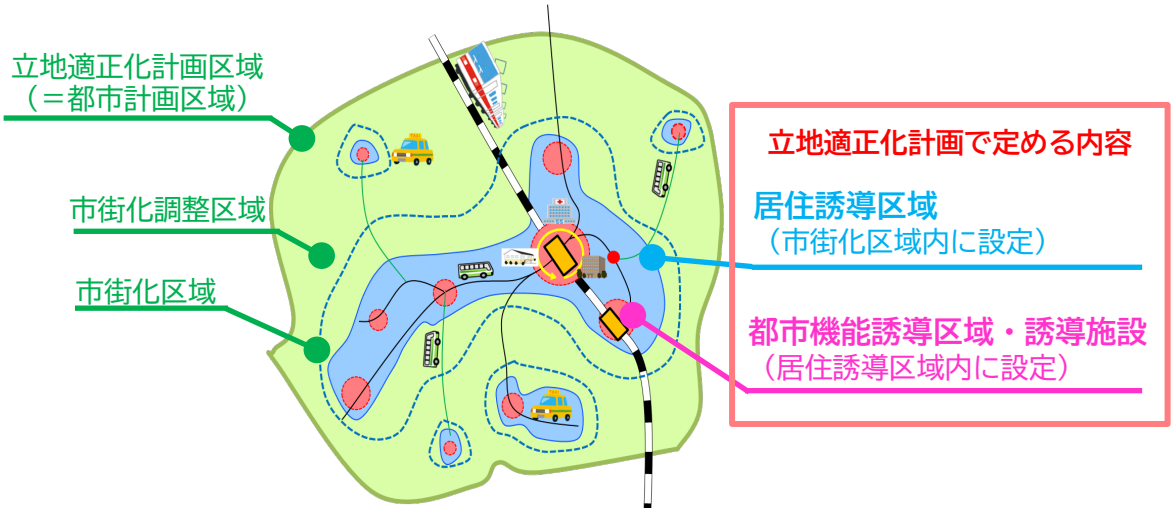
●都市機能誘導区域
⇒福祉・医療・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導して集積することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

●誘導施設
⇒都市機能誘導区域ごとに、地域の人口特性等に応じて必要な都市機能を検討し、立地を誘導すべき施設を定めます。

●防災指針
⇒災害リスクを踏まえた課題を抽出し、防災方針を定めるとともに、具体的な取組を位置付けます。

●誘導施策
⇒都市機能や居住の誘導を図るために必要な施策を整理します。

●目標値の設定・評価方法
⇒施策等の達成状況と効果を評価・分析するための目標値と方法について整理します。



1－4 計画期間

本計画は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望した上で策定します。おおむね５年ごとに評価・検証を行うことを基本に、総合計画や都市計画マスタープランの改定等と整合させながら、必要に応じて、見直し・変更を行います。